

町税収納向上計画

ソリューションプランⅣ

令和3年10月

毛呂山町

目 次

序 章 はじめに.....	2
第1章 検証と成果.....	3
1 収納率	
2 滞納繰越額	
3 執行停止額	
4 差押	
5 各取組	
第2章 町税等の現状と課題.....	6
1 現年度	
2 滞納繰越	
3 税目	
第3章 計画期間.....	7
第4章 目標.....	8
1 年度事業目標	
2 収納率	
3 滞納繰越額	
4 執行停止額	
5 差押	
第5章 基本方針.....	10
第6章 具体的な取組.....	11
1 現年度課税分の徴収強化	
2 滞納繰越分の徴収強化・圧縮	
3 納税相談等の充実	
4 納税環境の整備	
5 課税客体の的確な把握	
6 その他	

序章 はじめに

「毛呂山町町税収納向上計画 ソリューションプラン」は、平成 17 年度に策定された「毛呂山町行財政集中改革プラン」(計画期間:平成 17 年度から平成 21 年度まで)に盛り込まれた町税の徴収目標達成のために定めたものである。

その後、平成 23 年度に「毛呂山町町税収納向上計画 ソリューションプランⅡ」(計画期間:平成 23 年度から平成 27 年度まで)が、平成 28 年度に「毛呂山町町税収納向上計画 ソリューションプランⅢ」(計画期間:平成 28 年度から令和 2 年度まで)が作成された。

これらの計画に基づく継続的な取り組みにより、収納率の向上と滞納繰越額の圧縮を実現することができた。今後においても、町政の安定的な運営を図る上で、歳入の主たる財源である町税の確保に努めることは、重要な課題である。

「毛呂山町町税収納向上計画 ソリューションプランⅣ」(以下、「本プラン」)は、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間を計画期間とし、収納率向上に向けた取り組みを行い、納税者における税の公平を確保するとともに、町民の町税行政に対する信頼をより確かなものにするを目的とするものである。

第1章 検証と成果

「ソリューションプランⅢ」で目標とした収納率及び滞納繰越額等について検証を行う。

1 収納率

令和2年度の収納率は、個人町民税では最終年度の目標値を上回る結果となった。町税合計(国民健康保険税を除く)では、新型コロナウイルス感染症の影響による徴収猶予等の影響から、最終的に目標値を下回る結果となった。国民健康保険税では、滞納繰越分および合計について、目標値を上回る結果となった。

(1) 目標(平成27年度は実績値)

単位:%

税目		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
個人町民税	現年	98.52	98.90	98.92	98.94	98.96	98.98
	滞繰	32.20	32.30	32.40	32.50	32.60	32.70
	合計	93.95	95.00	95.50	96.00	96.50	97.00
固定資産税	現年	95.33	96.30	96.40	96.50	98.90	99.00
	滞繰	32.26	44.50	44.50	43.00	35.00	36.00
	合計	86.96	90.00	91.00	92.00	94.00	95.80
町税合計	現年	97.32	97.50	97.60	98.00	98.80	99.00
	滞繰	32.32	40.00	40.10	38.00	33.00	34.00
	合計	91.37	93.00	94.00	94.50	95.50	96.00
国民健康保険税	現年	91.82	92.80	93.00	93.20	93.40	93.60
	滞繰	20.10	20.30	20.50	20.70	20.90	21.10
	合計	70.56	72.00	73.00	74.50	75.50	77.00

(2) 結果

単位:%

税目		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
個人町民税	現年	98.52	98.42	98.49	98.70	98.48	99.20
	滞繰	32.20	27.96	30.08	38.11	37.68	43.40
	合計	93.95	94.51	95.10	96.01	96.33	97.77
固定資産税	現年	95.33	95.99	97.51	98.38	98.74	95.31
	滞繰	32.26	45.91	43.54	34.59	30.54	25.42
	合計	86.96	89.93	92.44	93.69	95.00	92.07
町税合計	現年	97.32	97.51	98.18	98.65	98.69	97.58
	滞繰	32.32	39.78	38.57	35.47	32.96	32.06
	合計	91.37	92.91	94.27	95.25	95.96	95.38
国民健康保険税	現年	91.82	91.57	91.85	92.42	91.89	92.68
	滞繰	20.10	21.22	24.64	23.41	21.57	24.07
	合計	70.56	71.13	72.21	73.90	76.42	78.84

*塗りつぶし部分は目標達成。以下同様。

2 滞納繰越額

令和2年度の滞納繰越額は、個人町民税では目標値を上回る結果であったものの、収納率と同様に新型コロナウイルス感染症の影響による徴収猶予等の影響から、町税合計の滞納繰越額は目標値を下回る結果となった。しかしながら、国民健康保険税では、目標値を上回る結果となった。

(1) 目標(平成27年度は実績値)

単位:千円

税目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
個人町民税	96,069	78,000	65,000	57,000	50,000	45,000
固定資産税	191,286	150,000	140,000	120,000	90,000	60,000
町税合計	311,089	250,000	220,000	195,000	150,000	120,000
国民健康保険税	331,046	310,000	290,000	270,000	250,000	230,000

(2) 結果

単位:千円

税目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
個人町民税	96,069	85,438	75,490	59,954	43,036	28,715
固定資産税	191,286	146,115	109,121	80,428	68,136	109,024
町税合計	311,089	251,636	201,228	154,766	124,684	152,370
国民健康保険税	331,046	307,374	257,141	221,704	195,673	153,440

3 執行停止額

徹底した財産調査により、徴収困難な租税債権について適正な執行停止処分を実施した結果、合計では目標値を上回る結果となった。

(1) 目標(平成27年度は実績値)

単位:千円

税目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
個人町民税・県民税	15,273	26,000	24,000	22,000	20,000	18,000
固定資産税・都市計画税	5,424	10,000	9,000	8,000	7,000	6,000
町税等合計	21,072	37,000	34,000	31,000	28,000	25,000
国民健康保険税	18,238	33,000	30,000	27,000	24,000	21,000

(2) 結果

単位:千円

税目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
個人町民税・県民税	15,273	16,726	20,424	27,859	44,278	23,157
固定資産税・都市計画税	5,424	7,317	17,034	23,825	12,118	17,088
町税等合計	21,072	25,324	38,308	53,101	58,331	42,451
国民健康保険税	18,238	25,021	51,594	60,882	71,788	81,959

4 差押

平成 30 年 8 月より、職員が滞納処分に専念できる体制を整えるため、会計年度任用職員を採用した。その結果、平成 30 年度以降差押件数が増加した。

(1) 目標(平成 27 年度は実績値)

単位:件

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
差押件数	205	250	250	250	250	250

(2) 結果

単位:件

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
差押件数	205	215	297	464	432	369

5 各取組

高額滞納者(滞納額 50 万円以上)の徴収を強化した結果、各年度末時点の高額滞納者数が 353 人から 131 人へ、222 人減少し、収納率向上につながった。また、個人町民税については、地方税法第 48 条に基づき埼玉県に徴収を移管し、厳しく徴収対策を実施した。

令和元年 7 月より、自動音声電話催告システムを導入し、現年度の滞納者に対する早期の対策を実施した。

単位:人

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
高額滞納者数	353	315	270	220	164	131
全滞納者数	2,327	2,183	2,110	1,926	1,822	1,584

第2章 町税等の現状と課題

1 現年度

本町では、現年度収納率は、ほぼ毎年度上昇している。滞納額を増やさないためには、納税者全員に、年度内納付を徹底する取組みが必要である。

2 滞納繰越

本町では、滞納額 50 万円以上の高額滞納者が、全滞納者うち 8.3%を占め、全滞納繰越額のうち 55.0%を占めており、少数の滞納者が全滞納繰越額の約半分を占めている状況である。この部分の処理を優先的に進めることが早急な徴収率の向上につながり、税に対する信頼の確保につながるものであると考える。

※滞納総額のうち、高額案件(50 万円以上)の占める割合

単位:円、%

税目	全未納額	高額未納合計	割合
個人町民税・県民税	47,599,994	17,563,984	36.9
固定資産税・都市計画税	117,881,652	86,011,359	73.0
町税等計	171,254,948	104,163,226	60.8
国民健康保険税	153,439,567	74,374,945	48.5
合計	324,694,515	178,538,171	55.0

また、滞納となった税を徴収することは、徴収職員にとって当然の責務であるが、明らかに回収不能となった税を無為に滞納として残し続けることは債権管理の適正さを欠き、それらの管理に無駄な時間を費やすことになる。

そのため、あらゆる調査の結果、客観的に回収できないと判断した場合には、地方税法第 15 条の 7 に基づく滞納処分の執行停止を行う必要がある。

執行停止については、平成 28 年 8 月 1 日改訂の「滞納処分の執行停止基準」を基に実施しており、今後についても租税負担の公平の確保を図る観点から、特に慎重に実施していかなければならない。

3 税目

(1)個人町民税

個人町民税は、平成 27 年度から特別徴収の徹底により、普通徴収額割合が、27.6%(平成 26 年度)から 19.5%(令和 2 年度)へ減少したことや、地方税法第 48 条に基づく高額案件を埼玉県に移管し、より徹底した徴収による成果等より、収納率を押し上げた。

令和 3 年度以降、前年度以上の収納率向上を達成するためには、普通徴収の納税者の収納率向上が不可欠であり、また、新たに特別徴収納税義務者となった事業所

(者)が滞納者とならないような取り組みが必要である。さらに、年度中の随時課税により新たな高額滞納が発生するケースがあるため、課税担当と納税担当が情報を共有し、連携して早期の納付勧奨・滞納整理に着手する必要がある。

(2) 固定資産税

固定資産税は、高額滞納案件の解消により着実に収納率を向上させつつあるが、県平均以下の収納率であるため、更なる滞納整理を強化しなければならない。また、新型コロナウイルス感染症の影響による徴収猶予により滞納繰越となった分については、令和3年度以降、確実に回収する必要がある。

(3) 国民健康保険税

国民健康保険は、収入の多寡に関わらず加入しなければならない、そのことが収納率に影響しているといえる。埼玉県国民健康保険運営方針に掲げられた目標達成に向けた取組を徹底し、収納率目標を達成できるよう滞納整理を進めていく必要がある。

【参考】運営方針に掲げられた、目標収納率達成のための4つの重点項目

- ① 納期内納付の促進
- ② 現年度分の早期処理による確実な徴収
- ③ 滞納繰越分に対する滞納処分の強化
- ④ 徴収できない事案の確実な停止処理

第3章 計画期間

「本プラン」の計画期間は、令和3年度から令和7年度までとする。

第4章 目標

1 令和3年度事業目標(各年度毎に設定)

税務課では、賦課及び納税を担当する課内3係に年度目標を設け、業務効率の向上に努めている。各業務や年度目標に対する数値化を通じて、業務の客観性を高め、問題点を明らかにし、障害となっている問題点の解消を図るよう努める。

事業目標	徴収率 現年度 1.5% 滞納繰越 13%UP
令和3年度数値目標(納税係)	1 財産調査・実態調査 39,000件
	2 差押件数 400件
	3 執行停止 1億2,000万円

2 収納率

(1) 目標(令和2年度は実績値)

単位:%

税目		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
個人町民税	現年	99.20	99.30	99.40	99.50	99.60	99.70
	滞繰	43.40	43.50	43.60	43.70	43.80	43.90
	合計	97.77	98.32	98.69	98.94	99.14	99.32
固定資産税	現年	95.31	98.80	98.90	99.00	99.10	99.20
	滞繰	25.42	*60.00	34.00	36.00	38.00	40.00
	合計	92.07	95.87	96.41	96.97	97.47	97.87
町税合計	現年	97.58	99.12	99.21	99.30	99.38	99.47
	滞繰	32.06	55.64	35.93	37.21	38.54	39.87
	合計	95.38	97.29	97.72	98.07	98.38	98.64
国民健康保険税	現年	92.68	94.00	94.20	94.40	94.60	94.80
	滞繰	24.07	25.00	26.00	27.00	28.00	29.00
	合計	78.84	82.03	83.02	83.83	84.53	85.12

*新型コロナウイルス感染症の影響による徴収猶予の期限が到来するため、目標納税率が高くなっている。

(2) 結果

単位:%

税目		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
個人町民税	現年	99.20					
	滞繰	43.40					
	合計	97.77					
固定資産税	現年	95.31					
	滞繰	25.42					
	合計	92.07					
町税合計	現年	97.58					
	滞繰	32.06					
	合計	95.38					
国民健康保険税	現年	92.68					
	滞繰	24.07					
	合計	78.84					

3 滞納繰越額

滞納繰越額については、適正な滞納処分により、毎年度圧縮に努める。

(1) 目標(令和2年度は実績値)

単位:千円

税目	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
個人町民税	28,715	20,000	16,000	12,000	10,000	8,000
固定資産税	109,024	52,000	45,000	38,000	32,000	27,000
町税合計	152,370	81,000	69,000	58,000	49,000	42,000
国民健康保険税	153,440	137,000	127,000	118,000	111,000	105,000
合計	305,810	218,000	196,000	176,000	160,000	147,000

(2) 結果

単位:千円

税目	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
個人町民税	28,745					
固定資産税	109,024					
町税合計	152,370					
国民健康保険税	153,440					
合計	305,810					

4 執行停止額

財産調査等により、徴収困難な租税債権について適正な執行停止処分を実施する。

(1) 目標(令和2年度は実績値)

単位:千円

税目	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
個人町民税・県民税	23,157	16,000	13,000	10,000	8,000	6,000
固定資産税・都市計画税	17,088	16,000	14,000	12,000	10,000	8,000
町税等合計	42,451	33,000	28,000	23,000	19,000	15,000
国民健康保険税	81,959	80,000	70,000	60,000	50,000	50,000
合計	124,410	113,000	98,000	83,000	69,000	65,000

(2) 結果

単位:千円

税目	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
個人町民税・県民税	23,157					
固定資産税・都市計画税	17,088					
町税等合計	42,451					
国民健康保険税	81,959					
合計	124,410					

5 差押

滞納額及び滞納者の圧縮を目標と掲げている中、目標とする差押件数を毎年度400件と設定し、さらなる収納率向上に努める。

(1) 目標(令和2年度は実績値)

単位:件

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
差押件数	369	400	400	400	400	400

(2) 結果

単位:件

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
差押件数	369					

第5章 基本方針

納税者は、「定められた納期限までに自主的に納めること」が原則である。

納期限内に自主納付がされなかった税金については、滞納整理を進め、収納に努めなければならない。

「本プラン」では、次の項目を柱とし、納付の推進及び滞納整理の強化により、安定した町税及び国民健康保険税の収入を確保するとともに、収納率向上に努める。

- 1 現年度課税分の徴収強化
- 2 滞納繰越分の徴収強化・圧縮
- 3 納税相談等の充実
- 4 納税環境の整備
- 5 課税客体の的確な把握

第6章 具体的な取組

1 現年度課税分の徴収強化

翌年度への繰越(滞納繰越)を増加させないよう、現年度課税分未納者を抑制する。

(1) 口座振替の推進

収納率向上のためにも口座振替の推進は必要であり、引き続き納税通知書封筒やホームページ等を活用し、推進する。

(2) 初動勧告の強化

滞納者を増やさないことが最重要課題であるため、督促状発送後、なおも未納となっている者に対して自動音声電話催告システムにより電話催告を実施する。

(3) 早期滞納処分の着手

初動勧告により納付に結びつかない場合には、年度内に早期滞納処分に着手する。

2 滞納繰越分の徴収強化・圧縮

税の公平の観点から、納税に関して誠意のない滞納者に対しては毅然とした姿勢で対応する。また、滞納者の生活状況等の把握に努め、個別事情を斟酌しながら、自主納付が習慣化するように努め、滞納額の圧縮を図る。

(1) 財産調査の徹底

財産調査を徹底し、差押可能財産を発見した場合、滞納処分を実施する。

(2) 執行停止

「滞納処分の執行停止基準」を基に調査を行い、地方税法第15条の7に基づく滞納処分の停止を実施する。また、事案によっては、一部執行停止を実施する。

(3) 高額滞納案件の徴収強化

高額滞納案件の基準を従来の滞納額100万円以上から50万円以上に変更し、滞納整理を一層強化し、滞納繰越分の圧縮に努める。町県民税の高額滞納案件については、埼玉県個人県民税対策課や飯能県税事務所との連携により滞納整理を実施する。

3 納税相談等の充実

納税相談は、滞納者の状況を把握する貴重な機会である。今後の滞納処分の方向性を判断するため、次の手順で納税相談を実施する。

(1) 聞き取り

今後の処分方針を決定するためにも、滞納者ごとに原因がどこにあるのか十分に聞き取り調査を行う。中でも、多重債務で納付が困難になっている滞納者には、相談

窓口を案内し、生活再建から滞納解消まで繋げる。

(2) 自主納付の促進

給与や年金所得者の場合、法定での差押可能額を仮算定し提示等し、自主納付の重要性を説明し、納税は義務であることを強く意識させる。

また、営業所得や不動産所得がある場合、取引先等への調査の結果、売掛金や請負代金も差し押さえる可能性があることも説明する。

(3) 猶予制度

申請により徴収の猶予制度や換価の猶予制度が該当になる場合があるため、聞き取り調査を徹底する。

(4) 各課連携

聞き取り調査の状況によっては、福祉課や高齢者支援課等と協力し対応する。

4 納税環境の整備

納税者の納付機会を拡大し、納付しやすい環境整備に努める。

(1) 土曜開庁等の実施

平日の来庁が困難な納税者のため、土曜開庁において納税や納税相談を実施する。なお、毎月最終日曜日に実施している休日納税窓口については、利用者の状況等を踏まえ、土曜開庁への統合を検討する。

(2) コンビニ納付の継続

24 時間納付可能なコンビニエンスストアからの納付が便利であるという納税者からの意見を反映し、今後も継続する。

(3) スマートフォンアプリによる納付の実施

時間や場所を選ばず、窓口やコンビニエンスストアなどに出向かなくても、自宅にいながら即時に納付が完了する便利さから、今後も利用者が増加すると見込まれるため、対応アプリの種類を検討し継続する。

(4) クレジット納付の検討

クレジット納付については、納税者のニーズや導入費用および運営費などを調査し、費用対効果や県内市町村の導入状況を鑑み、今後も慎重に検討していく必要がある。

(5) 地方税共通納税システムの運用

令和元年 10 月より、エルタックスを活用した地方税共通納税システムの運用が全国的に開始された。当該システムの導入により、地方税の電子納税が可能となり、納税者の利便性が向上している。令和 3 年度現在では、町県民税(特別徴収分)と法人町民税の納税が可能となっており、令和 5 年度からは対象税目の拡大が見込まれている。今後も税務関係事務の合理化や標準化、納付方法の多様化に対応するための機能拡張が見込まれるため、システム改修等にしっかりと対応していく必要がある。

5 課税客体の的確な把握

(1) 居所不明者に対する実態調査

納税通知書等の送付先確定は重要であり、居所不明者の実態調査を庁内各所管の連携・協力体制下で実施し、適正な賦課実現に向けた取り組みを行う。

(2) 固定資産税・都市計画税の適正賦課

航空写真等を活用し、土地及び家屋の現況把握に努め、現地調査を実施する。また、償却資産の未申告者に対して申告指導を行う。

(3) 未申告調査の実施

個人住民税の未申告者について、個別呼び出しや臨宅調査等による申告勧奨を継続する。

(4) 国民健康保険被保険者資格の適正化

国民健康保険の被保険者資格と国民年金の第1号被保険者資格が相違する者の把握及び国民健康保険資格喪失に関する届出勧奨を継続する。

6 その他

(1) 徴収関係機関との連携

滞納整理に関する情報収集や徴収連携のため、税務署・飯能県税事務所・各市町村等との相互協力体制を密にする。

(2) 徴収実務アドバイザーの活用

滞納整理に際して、基本的な事項の確認だけでなく、効果的・効率的な進め方や法律的部分に疑義がある場合等に、埼玉県で委嘱している徴収実務に関する専門知識と経験を有するアドバイザーを積極的に活用し、問題解決に努める。

(3) 戻り便調査の徹底

督促状や催告書が戻り便となった場合について、特に町外の滞納者の場合には実態調査を優先して実施し、追跡調査を徹底することで、単純時効の抑制に努める。

(4) 事務効率の向上

複雑多岐にわたる業務について、業務をマニュアル化し、また、税法改正等の情報を常に把握する。

(5) 会計年度任用職員の活用

職員が滞納処分に専念できる体制を整えるため、徴税吏員でなくてもできる事務については、会計年度任用職員を活用し、効率的な徴収事務を実施する。

(6) 電子化への対応

「デジタル・ガバメント計画」(令和2年12月閣議決定)において、金融機関等への取引状況の照会・回答業務のデジタル化が盛り込まれる等、賦課徴収事務の電子化が進められている。今後の動向に注視し、適切に対応していく必要がある。